

○就労移行支援事業所
就労移行支援事業所ステージ
(運営主体 NPO 法人 こらぼねっと京都)・電話 075-874-7406

○地域障害者職業センター
京都障害者職業センター ・電話 075-341-2666

○ハローワーク
京都障害者職業相談室 ・電話 075-341-2626

○障害者高等技術専門学校
* 京都障害者高等技術専門学校 ・075-642-1510

◇訓練を受講するには・・・
お住まいの地域を管轄するハローワークでご相談ください。

○障害者就業・生活支援センター
しょうがい者就業・生活支援センター アイリス
・電話 075-952-5180 又は 075-952-5190

○ジョブパーク
京都ジョブパークはあとふるコーナー
・電話 075-682-8029

発行元 乙訓圏域障がい者自立支援協議会 就労支援部会 令和6年1月発行

福祉就労から 一般就労へ(修正)



障がい者雇用に関わる用語

＜障がい者雇用に関わる機関＞

○就労選択支援事業所
障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する事業所。

○就労移行支援事業所
一般就労での就労を目指す、障がいがある方の働きたいという思いを受けとめ、実現に向けた支援をする事業所。

○地域障害者職業センター
公共職業安定所等の地域の就労支援機関との密接な連携のもと、障がい者に対する専門的な職業リハビリテーションを提供する施設。

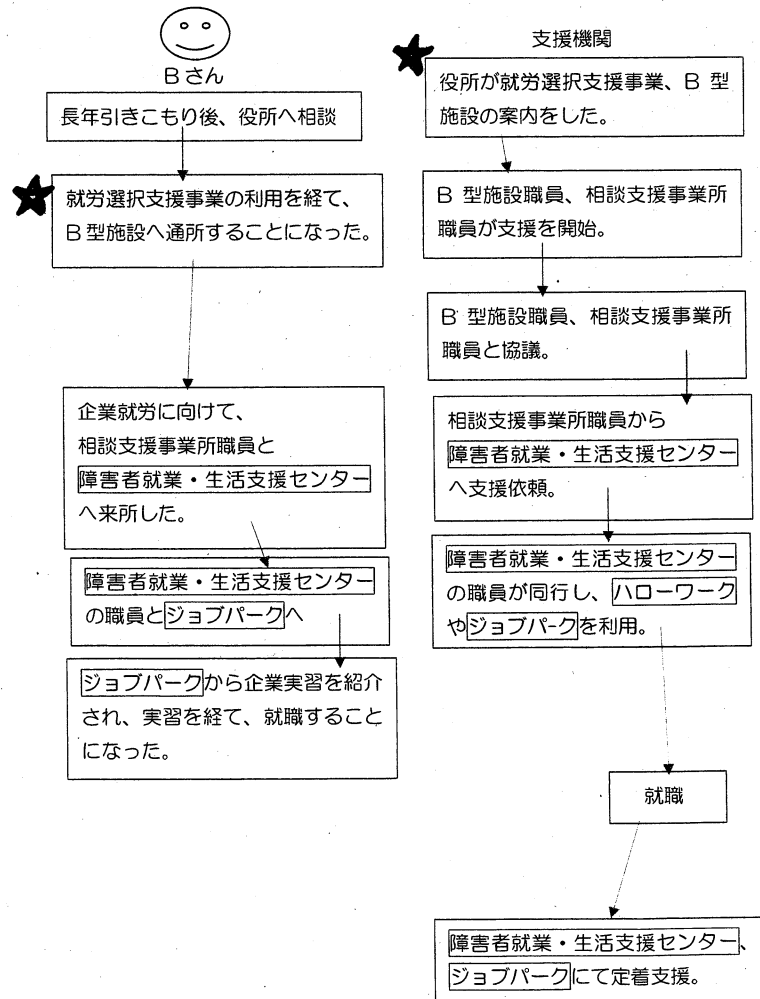
○ハローワーク
仕事をお探しの方や求人事業主の方に対して、さまざまなサービスを無償で提供する、国(厚生労働省)が運営する総合的雇用サービス機関。

○ジョブパーク
ハローワークと連携し、相談から就職、安定した生活を実現していただくまでを支援する就業支援拠点。大学生・留学生、若年者、中高年齢者や女性の方など、幅広い府民の皆さんの就業活動をサポートする機関。

○障害者就業・生活支援センター
障害者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携の下、障がい者の就業面及び生活面における一体的な支援を行い、障がい者の雇用の促進及び安定を図る事業所。

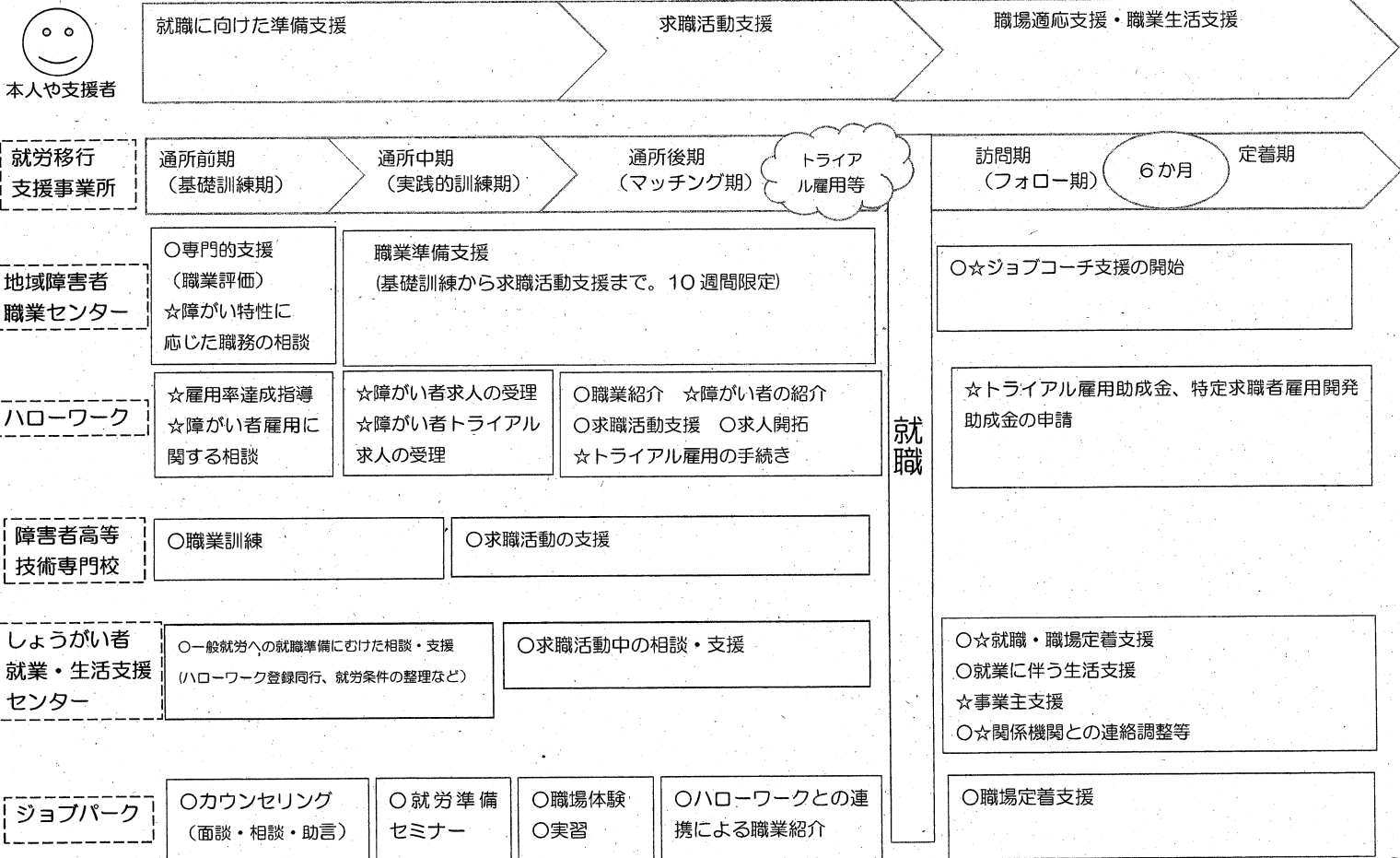
○障害者高等技術専門学校
障がいのある方が、障がいの事情等に応じてその有する能力等を活用し、職業能力の回復、増進、付与等を可能にするための職業訓練を行っている職業能力開発施設。

事例② Bさんの場合(精神障がいのある40代女性)



<就職・定着までの流れ>

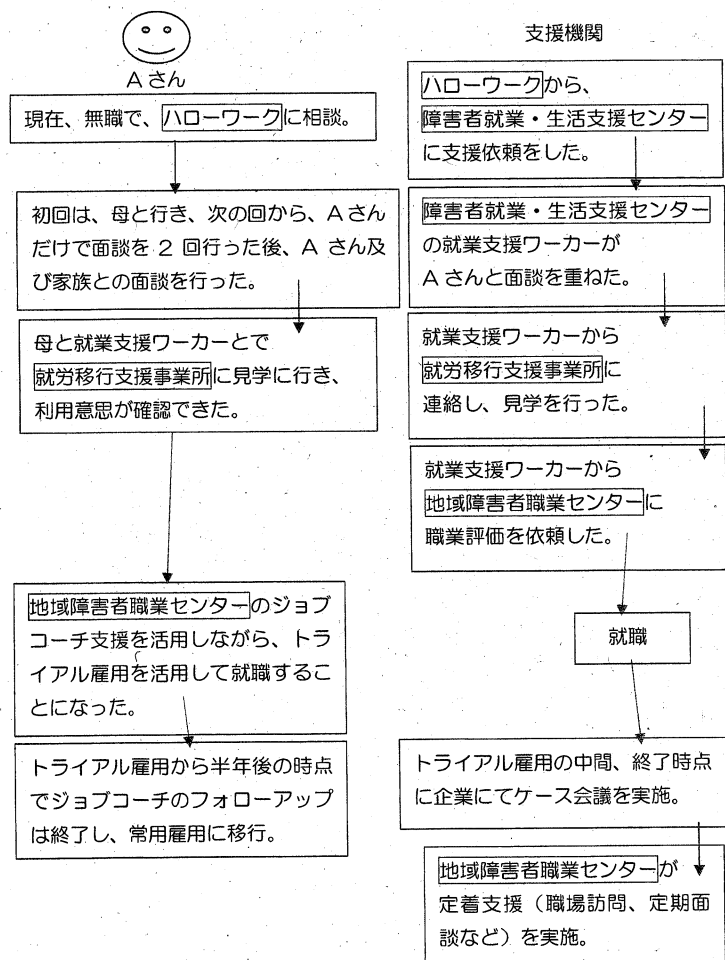
○本人・支援者への支援
☆企業への支援



③

④

事例① Aさんの場合 (軽度知的障害のある20代男性)



⑤

<障がい者雇用に関わる制度>

○職業評価

就職の希望などを把握した上で、職業能力等を評価し、それらを基に就職して職場に適応するために必要な支援内容・方法等を含む、個人の状況に応じた職業リハビリテーション計画を策定。

○障害者トライアル雇用

約3～6か月間 (精神障害のある方は原則6か月、最大12か月間) の試用雇用を通じて、事業所との間で相互理解を深め、お互いの不安を解消することで、障害のある方の継続雇用を目指す制度。

○職場適応援助者 (ジョブコーチ) 支援事業

障がい者の円滑な就職及び職場適応を図るため、事業所にジョブコーチを派遣し、障害者及び事業主に対して、雇用の前後を通じて障害特性を踏まえた直接的、専門的な援助を実施。

○障害者雇用率制度

すべての事業主は、従業員の一定割合 (法定雇用率) 以上の障害者を雇用することが義務づけられており、これを「法定雇用率制度」という。

○障害者雇用納付金制度

障害者の雇用には、作業施設や設備の改善、職場環境の整備、特別の雇用管理等が必要となるため、法定雇用率を満たしていない事業主から納付金を徴収する一方、障害者を多く雇用している事業主に対しては、調整金、報奨金や各種の助成金を支給する「障害者雇用納付金制度」がある。

○特定求職者雇用開発助成金

障害者などの就職困難者を、ハローワークなどの紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して助成する制度。

②